

令和5年度川西町定住住宅支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町に定住することを支援し活力に満ちた魅力ある地域社会の構築を図るため、定住する意思をもって町内に住宅を取得する者に対して予算の範囲内で交付する補助金について、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和44年規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 川西町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する戸建て住宅をいう。
- (2) 定住 川西町の住民基本台帳に記録されることであって、かつ、川西町の区域内に住宅を有し、当該住宅に5年以上居住することをいう。
- (3) 新築住宅 工事請負契約に基づき取得する住宅をいう。
- (4) 中古住宅 新築住宅以外の住宅をいう。
- (5) 若者世帯 住民基本台帳に記録されている世帯で、申請日において夫若しくは妻が満49歳以下で戸籍上婚姻関係にある世帯又は申請日において満49歳以下の父親若しくは母親と子からなる世帯をいう。
- (6) 町外転入世帯 川西町外に1年以上居住し、かつ、川西町内に転入する世帯をいう。
- (7) 町内業者 川西町内に住所を有する個人事業者又は川西町内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
- (8) 取得 新築住宅又は中古住宅の引渡しを受け、かつ、住宅の所有権の保存登記若しくは移転登記が完了することをいう。ただし、住宅の無償譲渡、贈与又は相続による住宅の取得を除く。
- (9) 取得費用 新築住宅は工事請負契約書の請負代金額、中古住宅は売買契約書の売買代金額をいう。
- (10) 着手 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する確認済証の交付を受けなければ着手できない工事内容と同様とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 定住する意思をもって本町に住宅を取得し、かつ、住宅に係る所有権の持分を有する者
- (2) 市町村税に滞納がない者
- (3) 公共事業による移転補償に伴う住宅の取得でない者

- (4) 町が交付する住宅の取得に関する他の補助金を受けていない者
- (5) 補助金の交付決定後に新築住宅を着手する者又は中古住宅の売買契約を締結する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、基本補助金の額及び加算補助金の額の合計額とする。ただし、補助金の額は、住宅の取得費用の2分の1又は補助金の額のうち低い額とし補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(基本補助金の額)

第5条 基本補助金の額は、第3条に規定する交付対象者に20万円を補助する。

(加算補助金の額)

第6条 加算補助金の額は、前条に該当する者のうち、次の各号に該当する場合、それぞれ10万円を加算した額を補助する。

- (1) 若者世帯の場合
- (2) 義務教育終了前の子を養育し同居している場合
- (3) 三世帯世帯（世帯主を中心とした直系三世帯以上の世帯）が同居する場合
- (4) 町外転入世帯を含む場合
- (5) 町内業者と契約し住宅を取得する場合

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条の規定にかかわらず、令和5年度川西町定住住宅支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者及び申請者の属する世帯のすべての世帯員が記載されており、かつ、続柄が記載された住民票
- (2) 取得する住宅の見積書の写し
- (3) 取得する住宅の位置図、配置図及び平面図の写し
- (4) 申請者本人の納税証明書
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 新築住宅取得の場合は、工事請負契約書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条に規定する申請書を受理した時は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、申請内容の審査及び現地調査を行い、適正と認める場合は、補助金の交付を決定しその旨を令和5年度川西町定住住宅支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、規則第6条の規定にかかわらず、補助金の交付決定にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は

補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取り下げるときは、令和5年度川西町定住住宅支援事業補助金交付変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を令和5年度川西町定住住宅支援事業補助金交付変更（取下げ）承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告書）

第10条 交付決定者は、規則第13条の規定にかかわらず、住宅を取得した日から30日を経過した日又は令和6年3月29日のいずれか早い日までに令和5年度川西町定住住宅支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 住宅の登記事項証明書等本人所有が確認できる書類の写し
- (2) 交付決定者及び交付決定者の属する世帯のすべての世帯員が記載されており、かつ、続柄が記載された住民票
- (3) 取得した住宅の外部及び内部の完成写真
- (4) 取得した住宅に係る領収書の写し
- (5) 中古住宅取得の場合は、売買契約書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 町長は、前条に規定する報告があったときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度川西町定住住宅支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金額の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは速やかに令和5年度川西町定住住宅支援事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し及び補助金の返還）

第13条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。